

# 池田市秦野サッカー少年団会則

## 第一章 総 則

- 第1条 名称は、池田市秦野サッカー少年団（以下、本団とする）と称す  
第2条 本団は、日本スポーツ少年団（登録名は池田市秦野サッカースポーツ少年団）と日本サッカー協会（登録名は秦野フットボールクラ）に加盟する

## 第二章 目 的

- 第3条 本団は、サッカーを通じ団員相互の親睦を計り、健全な精神と身体を養い、他の団体と親密なる協調連絡を保つことをもって目的とする

## 第三章 組 織

- 第4条 本団は、団を統括する代表（団長）のもと指導部会と所属団員及び所属団員の父母による育成会をもって構成する  
第5条 指導部会は、代表・総務・コーチにより構成し、本団目的達成のため団の運営を行う  
第6条 育成会は、会長・全体主任・相談役・会計・会計監査・世話役の役員を置き、団の運営が円滑に推進するよう積極的に後援する  
第7条 指導部会役員と育成会役員で、理事会を開催する  
第8条 指導部会と育成会で、年一回の総会を開催する

## 第四章 資 格

- 第9条 団員は、小学生とキッズで毎年度初め（途中入団も認める）に入団手続きをする  
2. 団員の父母は、団員の入団と同時に育成会に入会するものとする  
3. 育成会々員は、原則として団員の父母または理事会で認めるものとする  
第10条 団員の、他のクラブとの二重登録は、これを認めない。違反したる時は即時退団するものとする

## 第五章 役 員

- 第11条 役員数と役割分担は、次の通りとする  
代表（団長）は団を掌握し、目的達成のための権限を有する  
(1) 指導部役員  
イ. 団長 1名 団を運営する  
ロ. コーチ 若干名 団長の補佐として、団員の指導にあたる  
ハ. 団会計 1名 団会計の収支を行う  
(2) 育成会役員  
イ. 会長 1名 育成会を代表し、統括する  
ロ. 全体主任 1名 会長を補佐し、職務を代行する  
ハ. 会計 1名 育成会々計の収支を行う  
ニ. 会計監査 若干名 団会計と育成会々計の収支を監督検査する  
ホ. 世話役 若干名 役員会の決定事項を会員に伝達し、遂行する

- 第12条 役員を選定は、理事会で行い総会に報告する  
第13条 本団には、名誉会長・顧問・相談役を置くことができる  
第14条 役員任期は一年とし再任は妨げない

## 第六章 運 営

- 第15条 本団の運営は、指導部会で決定し団長を中心に円滑に推進する  
2. 指導部会は、団長もしくはその他役員が必要と認める時に主催し、随時開催する  
第16条 育成会の運営は、育成会役員会で決定し、会長を中心に円滑に推進する  
2. 育成会役員会は、会長もしくはその他役員が必要と認める時に主催し、随時開催する  
第17条 指導部会および育成会役員両者にて協議する必要がある時は、理事会を開催する  
2. 理事会は、開催を必要とする指導部会もしくは育成会役員が主催し運営する  
3. 理事会は決定権を有し、総会等で報告をする

## 第七章 会費および会計年度

- 第18条 本団の会費は、理事会で決定する  
第19条 本団の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月末日までとする

## 第八章 不測の事故

- 第20条 本団は、団員の不測の事故が発生したる場合、一切の補償や後日の治療費等の責任を負わないものとする

## 第九章 附 則

- 第21条 本団会則の改廃は、理事会で決定し総会に報告する  
第22条 理事会が必要と認める時は、臨時総会を開催することができる  
第23条 本会則は、昭和55年11月1日から実施する  
第24条 昭和62年3月14日会則一部改正  
第25条 昭和63年3月19日会則一部改正  
第26条 平成12年3月11日会則一部改正  
第27条 平成15年3月1日会則一部改正  
第28条 平成19年3月10日会則一部改正  
第29条 平成31年3月2日会則一部改正  
第30条 令和2年3月7日会則一部改正